

流域第4負担区の単位負担金額決定までの経緯

1 諮問

(1) 1平方メートル当たりの負担金額・・・800円 ①

基礎額・・・460円 ②

都市計画税反映額・・・340円 ③

基礎額②	+	都市計画税反映額③	=	単位負担金額①
460円	+	340円	=	800円

(2) 基礎額について

流域第4負担区における末端管渠事業費を基に、流域第3負担区の単位負担金額を決定した際と同様の算出方法を採用し、基礎額を決定しました。

《計算式》

$$\frac{6,023,334 \text{ 千円 (末端管渠事業費)} \times 0.95 \text{ (請負率)} \times 1/3 \text{ (負担率)}}{410 \text{ ha}} = 465 \text{ 円/m}^2$$

基礎額・・・460円 ②

(3) 都市計画税反映額について

流域第4負担区の単位負担金額については、新たに市街化調整区域を整備するに当たり、都市計画税反映額を加算した金額となっています。

●都市計画税反映額を加算した理由

①下水道事業に使われる都市計画税を納付している市街化区域の住民と、納付していない市街化調整区域の住民との負担の公平及び財源の確保を図るものです。

- ②都市計画税は、財源として充当することができません。その不足分を補てんするため、受益者負担金に都市計画税反映額を加算するものです。加算する額は、都市計画税そのものではなく、不足する額の反映額となります。
- ③受益者負担金は都市計画税と異なり、下水道整備における建設負担金の一部であり、一回限りを負担していただくもので、市街化調整区域の住民が、市街化区域の住民と同様に下水道の恩恵を受けられるようになるものです。

●市街化調整区域の受益者負担金が市街化区域に比し、高額に設定される理由

- ①補助対象となっている事業が少なくなっていること。
- ②市街化調整区域の場合は市街化区域と同様の工事を施工した場合、賦課の対象とならない土地（農地、山林等）が多くなるため経費回収の効率が低下し、一般会計からの繰入金に頼らざるを得なくなるため。

《計算式》

単独工事請負費（末端管渠整備）に充当された都市計画税額を、整備面積で除して、整備面積1㎡当たりの反映額を計算し、過去5年間（平成2年度から平成6年度まで）の平均額を都市計画税反映額としました。

$$\begin{aligned} \text{単独工事請負費に充当された都市計画税額} \div \text{整備面積} &= \text{都市計画税反映額} \\ &= 340 \text{円} / \text{㎡} \quad \textcircled{3} \end{aligned}$$

[参考資料 1 参照]

2 審議会の経過

審議の中で特に議論の対象になったものは、都市計画税反映額を加算することによる単位負担金額が流域第3負担区に比べ高額になることでした。

都市計画税が賦課されている市街化区域住民と賦課されていない市街化調整区域住民との負担の公平を考えた場合に加算することはやむを得ないが、当時の経済情勢（バブル崩壊）では、市民負担を出来る限り低く抑えることが議論されていました。

議論のなかで、平成2年度から平成5年度まではバブル時代の影響で都市計画税が高かつ

た時なので、都市計画税反映額の計算期間を5年間から10年間にしてみることや、平成5年度から都市計画税の税率が0.3%から0.2%に引き下げられていたため、それ以前の年についても、税率0.2%で計算してみることが提案されました。

3 答申

[参考資料2 参照]

4 結果

1平方メートル当たりの負担金額・・・690円 ①

基礎額・・・460円 ②

都市計画税反映額・・・230円 ③

基礎額②	+	都市計画税反映額③	=	単位負担金額①
460円	+	230円	=	690円

都市計画税反映額について、答申を踏まえ、計算期間を10年間に広げ、平成4年度以前の都市計画税の税率を0.2%とした場合で計算し、都市計画税反映額を230円/として以下の額になりました。

$$\begin{aligned} \text{単独工事請負費に充当された都市計画税額} \div \text{整備面積} &= \text{都市計画税反映額} \\ &= 230\text{円}/\text{m}^2 \quad \text{③} \end{aligned}$$

※昭和61年度から平成4年度については、都市計画税反映額 \div 0.3% \times 0.2%
で再計算。

[参考資料1 参照]